

○農林水産省告示第五百八十二号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第四及び第五の規定に基づき、昭和四十八年五月二十四日農林水産省告示第千四十五号（南アフリカ共和国産バレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスイートオレンジ、レモン、グレープフルーツ並びにクレメンティンの生果実並びにスワジランド王国産のバレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスイートオレンジ、グレープフルーツ並びにクレメンティンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和元年七月二十九日

農林水産大臣 吉川 貴盛

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: right;">三 検査及び証明 (略)</p> <p>(二)(一)の植物検疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。</p> <p>ア チチュウカイミバエ及びミカンコミバエ種群に侵されていないこと。</p> <p>イ (略)</p> <p>七 積込み時の措置</p> <p>低温処理施設において五により消毒された生果実を当該施設から船舶又は航空機に積み込むときは、当該生果実がチチュウカイミバエ及びミカンコミバエ種群に侵されることのないための措置がとられていること。</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: right;">三 検査及び証明 (略)</p> <p>(二)(一)の植物検疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。</p> <p>ア チチュウカイミバエに侵されていないこと。</p> <p>イ (略)</p> <p>七 積込み時の措置</p> <p>低温処理施設において五により消毒された生果実を当該施設から船舶又は航空機に積み込むときは、当該生果実がチチュウカイミバエに侵されることのないための措置がとられていること。</p>

○農林水産省告示第五百八十三号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第五十四の規定に基づき、平成二十二年四月十六日農林水産省告示第六百二十号（南アフリカ共和国産バーリンカ種のぶどうの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和元年七月二十九日

農林水産大臣 吉川 貴盛

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>三 生産地における検査及び証明  (略)</p> <p>(二)(一)の植物検疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。</p> <p>ア チチュウカイミバエ及びミカンコミバエ種群に侵されていないものであること。</p> <p>イ (略)</p> <p>七 積込み時の措置</p> <p>低温処理施設において五により消毒された生果実を当該施設から船舶又は航空機に積み込むときは、当該生果実がチチュウカイミバエ及びミカンコミバエ種群に侵されることのないための措置がとられていること。</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>三 生産地における検査及び証明  (略)</p> <p>(二)(一)の植物検疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。</p> <p>ア チチュウカイミバエに侵されていないこと。</p> <p>イ (略)</p> <p>七 積込み時の措置</p> <p>低温処理施設において五により消毒された生果実を当該施設から船舶又は航空機に積み込むときは、当該生果実がチチュウカイミバエに侵されることのないための措置がとられていること。</p>

○農林水産省告示第五百八十四号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第三十九の規定に基づき、平成十五年四月二十五日農林水産省告示第七百二十号（アルゼンチンから発送されるグレープフルーツ、スイートオレンジ（バレンシア種、サルステイアーナ種、ラネラーテ種及びワシントンネーブル種のものに限る。）、レモン、エレンデル、クレメンティン、ノバ及びマーコットの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和元年七月二十九日

農林水産大臣 吉川 貴盛

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後

三 生産地における検査及び証明

(略)

(二)(一)の植物検疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。

ア チチュウカイミバエに侵されていないものであること。

イ (略)

七 積込み時の措置

低温処理施設において五により消毒された生果実を当該施設から船舶又は航空機に積み込むときは、当該生果実がチチュウカイミバエに侵されることのないための措置がとられていること。

改正前

三 生産地における検査及び証明

(略)

(二)(一)の植物検疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。

ア チチュウカイミバエ及びミナミアメリカミバエ（以下「ミ

バエ類」という。）に侵されていないものであること。

イ (略)

七 積込み時の措置

低温処理施設において五により消毒された生果実を当該施設から船舶又は航空機に積み込むときは、当該生果実がミバエ類に侵されることのないための措置がとられていること。